広島県配置連合会「一定水準」講習

座学は16時間　独自に通信教育14時間

広島県配置医薬品連合会（小畠恒治会長）は「一定水準」に基づく二十一年度第一回資質向上薬事講習会を六月十一日午前九時から午後六時まで広島市中区のウェルシティ広島で開催した。県保健医療部薬務課が協力した。＝写真は会場＝

同会の一定水準講習は会員の委託を受ける形で資質向上対策委員会（小池一正委員長）が実施主体となって運営する。受講対象は新配置、既存配置に拘らず総ての配置従事者。座学形式の講義が十六時間（八時間×二日間）、通信講座十四時間の計三十時間としている。

ただし新配置の場合、必ずしも年間三十時間以上の受講は課せられていないが、改正薬事法省令と施行通知で示されたとおり研修等の受講は必要とされ、通信教育等は免除するが、新配置、既存配置ともに受講状況や結果等を県薬務課へ報告できる体制を構築することにしている。

講習会の講師は、県薬務当局に依頼するほか、資質向上対策委員会のメンバーのうち、薬剤師や登録販売者が担当。また講義時には「マークシート形式」の確認試験を行い、その解答用紙で出席を確認するなど総てをコンピュータで管理し、不公平が生じないように運営する。

「通信講座」は「広島県資質向上薬事講習研修問題」をテキストとし、九月十五日までに解答を提出。合格基準に至らなかった場合は、追試や小論文の提出を求める。

同会が定める基準を満たし、総ての講習を受けた受講者に対しては「受講証明書」を発行。県薬務課に提出する配置従事届けや身分証明書の申請書などに添付することにしている。

一方、受講できなかった場合は同会が別に開催する登録販売者受験対策講習会等の受講での代替も可能。

満席の会場見て〝確信〟

当日は、来賓として顧問の桧山俊宏、緒方直之両県議会議員をはじめ、石原長造県薬務課長（代理・藤谷幸治同専任主査）、森木智男同専門員を迎え、会員三百四名が受講。

冒頭あいさつで小畠会長は、同講習会が厚労省課長通知で示された「一定水準研修受講」に対応したものとし、その趣旨と概要を説明。会員の委託を受けて連合会が実施するものだが、会員自らの責任で受講しなければならない―と語り、その徹底を促した。加えて、同会の社団法人化に言及した。

来賓祝辞では、桧山、緒方両県議が改正薬事法施行で環境が変化し、難しい面もあるが、置き薬は県民の健康になくてはならないもの―と激励。石原県薬務課長（代読・藤谷同専任主査）は混乱なく改正法対応に臨むよう要請した。

講義に先立ち、小池資質向上対策委員長が研修システムや通信講座（マークシート方式）等の注意事項を説明。

講義に入り、午前中は小畠会長（登録販売者）が「倫理・理念・関係法規」に関し講義したあと、森木県薬務課専門員が改正法の概要について詳細に説明。

講義終了後は質疑応答が行われ、▽受講修了証の携帯▽複数県にまたがっての一定水準講習の受講▽受講証明書の添付▽新法移行▽登録販売者の業務内容▽一般従事者の業務内容▽名札やネームプレート着用―等に関する質問があった。

午後は、厚労省の「手引き」に基づく講義を実施。DVD「人体の不思議」が上映されたあと、資質向上対策委員会の門那良三委員（登録販売者）が「第二章・人体の働きと医薬品」、金田和宏副委員長（薬剤師）が「第三章・主な医薬品とその作用」、小池委員長（薬剤師）が「第五章・医薬品の適正使用と安全対策」をそれぞれ担当。

そのうち金田副委員長は新型インフルエンザに関する情報を織り交ぜて解説。小池委員長は「手引き」に基づく学習方法を詳細に説明した。

午後の部では、県薬務課麻薬担当から薬物乱用防止活動に関する講義があり、支援募金も行われたほか、休憩時間には恒例の車椅子募金も実施され、昨年の贈呈式の様子も上映された。今年は七月七日に福山市の障害者施設を訪問し、車椅子を寄贈する予定。

全講義終了後、小畠会長が総括。研修当日の受講申し込みもあるなど、当初予想を上回る受講者となり、資料の不足など改善すべき点があったことを挙げながら、今後の講習会運営に反映させるため、アンケート調査への協力を求めた。（別掲）

そして同会長は「満席の会場を見て順調なスタートが切れたと思っている。全会員が一致団結して受講し、資質向上の努力義務を果たしていけると確信している。次回十月の年度末講習には全員に受講証明書が発行できることを期待する」と語り、長時間に及ぶ熱心な受講に謝意を表した。

このあと、午後五時三十分からは確認テストが実施され、答案用紙を提出して散会。

このほか、会場では、二十一年度県登録販売者試験の受験申請書の受付も行われ、五十六名が提出。郵送分も含めると、受験予定者は七十名程度となった。同会では後日正確なデータを取り、合否結果も把握することにしている。

3割が新法「分からぬ」

◎アンケート調査結果（有効回答数289）

Q1・講習会の内容について
- よかった…63%
- 普通…23%
- 難しい…9%
- その他…5%

Q2・どのような講習科目を希望されますか
- 薬の各論…40%
- 改正薬事法の運用について…12%
- 薬の安全対策・適正使用について…12%
- 情報提供について…17%

Q3・今年の広島県登録販売者試験を受験しますか
- 受験する34%
- 受験しない…38%
- 合格している…27%

Q4・新薬事法が施行され個人的に感じることは
- 薬の各論…40%
- 改正薬事法の運用について…12%
- 薬の安全対策・適正使用について…12%
- 情報提供について…17%
- まだよく分からない…31%
- あまり理解していないので詳しく説明を求めたい…11%
- 業界にとって厳しい法律だと思う…27%
- 新法業者として仕事を続けたい…17%
- 既存業者（旧法業者）で今まで通りに仕事を続けたい…13%

新法施行説明会に51業者

手順書等は会で準備

広島県配置医薬品連合会（小畠恒治会長）は、「新法施行説明会」を五月二十二日午後一時から広島市の県薬剤師会館四階ホールで開催、講師に県薬務課の藤谷幸治専任主査と森木智男専門員を招き、県下五十一業者の代表が参加した。

金田和宏副会長の司会で進められ、西日本MCの笠野高志氏が記録係を担当。

小畠会長あいさつのあと、まず森木県薬務課専門員が薬事法改正の目的を伝えた上で、新たな規定として、区域管理者の設置、配置箱内でのリスク区分に応じた陳列、専門家による対面での情報提供、身分証の着用、指針と手順書の作成、届出が必要であることなどを説明。一方、既存配置業者には資質向上を目的とした年三十時間以上の一定水準研修の受講が努力義務として課せられたことを伝えた。このほか、複数県を回商する会員の場合は、どの県で受けても可としている。

このほか、講習内容に新規に関する項目も加えたため、従来の新規従事者講習会は、当面廃止することとなった。

質疑応答では、年三十時間の研修受講について複数県で営業している場合の対応が問われ、森木専門員は「どこかの県で受ければよい」と応答。併せて受講修了証の携帯が必要となることを伝えた。

また、新配置に移行した場合の一般従事者の業務に関する質問に対し、同専門員は「必ずしも同行を求めるものではないが、相談など説明が必要な場合などは、薬剤師または登録販売者にすぐ来てもらえる体制を取る必要がある」と指摘。専門家が指導管理できる範囲等に関して同専門員は、「連やかに有資格者に来てもらえる体制。店舗では苦情の掲示板を用意して消費者に監視してもらうなどが考えられる。今後は配置販売も消費者に監視されているとの認識が必要」と注意を促した。

このほか新配置の許可申請に必要なものとして同専門員は「指針と手順書が必要だが、連合会で準備をしていると聞いている」と述べた。

同日は、限られた時間での説明会であったため藤谷県薬務課専任主査は六月十一日開催の連合会主催講習会で改めて説明させてほしい―とし、事前に質問事項等をまとめておくこととした。

新型インフルエンザについても説明。

臨時総会　消費者目線で「名札」

同日午後三時二十分からは臨時総会を開催。小畠会長を議長に選んで議事に入り、「一定水準」の資質向上講習について協議した。

また、小池資質向上対策委員長が「ネームプレート」や「会員証」などについて解説。

それによると、「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」の区別を消費者が見て分かるようにしなければならないが、連合会でネームプレートや会員証を作成すれば、これまでとおり同業者同士でトラブルを起こすことなく、気持ちよく仕事ができる。有資格者の「差別」的な発想ではなく「消費者目線」で考えて作ったものとしている。

ネームプレートや会員証のデザインは、広島の「紅葉」をあしらったもので、薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別、会員登録番号等を記載。住所や生年月日、電話番号などの個人情報は掲載しないことにしている。

会員証は、裏面は資質向上講習会が発行する受講修了証になっており、受講済み印を押す欄が設けられている。通信教育の修了印と合わせて修了証とするため、ネームプレートとの併用を求めている。さらに、ネームプレートは四年間、会員証と修了証は一年毎に色を変えて更新する。

中途採用者は「研修中」

このあと小畠会長は一定水準の資質向上講習について補足説明。そのうち中途採用者の対応については、年度内の受講数が三十時間に達しない場合、「研修中」として継続的に受講していく。

このほか登録販売者試験の申請、試験対策研修会、社団法人化の進捗状況等で説明があった。

今年度の県登録販売者試験は、八月二十日に県立総合体育館で実施される。申請は昨年度同様、同会で一括して受け付けることとしており、受付期間は六月一日から十二日まで。同月十一日の講習会会場でも県薬務当局が直接受付を行う予定。

また同試験対策研修会は八月二日に広島RCC文化センターでひらく。受講費は三千円、定員は八十名。

小畠会長が閉会あいさつし、完成したばかりのネームプレートが配布されて散会した。

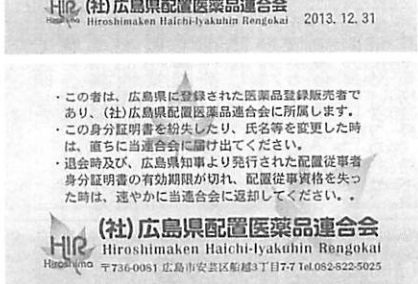

新たに作成されたネームプレート